

議第35号

京都市景観・まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例の
制定について

京都市景観・まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市景観・まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
(京都市景観・まちづくりセンター条例の一部改正)

第1条 京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、
指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを
変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで。ただし、図書コーナーについ
ては、午前10時から午後5時まで

休 所 日 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
並びに別に定める日

2 前項の規定にかかわらず、相談室、ワークショップルーム、交流サロ
ン及び京のまちかど展示コーナーの開所時間は、指定管理者が市長の承
認を得て定める時間とする。ただし、午前9時から午後5時までは、開
所時間としなければならない。

第5条中「及び」を「、」に改め、「児童室」の右に「、ワークショップ
ルーム及び交流サロン（一部を独占して使用する場合に限る。以下同

じ。)」を加える。

第6条中「及び」を「、」に改め、「児童室」の右に「、ワークショップルーム及び交流サロン」を加える。

第8条第1項中「会議室及び和室並びに付属設備」を「別表に掲げる施設（駐車場を除く。）」に、「並びに駐車場」を「及び駐車場」に、「別表第2」を「同表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2会議室の項及び和室A及び和室Bの項を次のように改める。

会 議 室	大 会 議 室	午 前	14,140 ^円
		午 後	18,850
		夜 間	21,210
	第1会議室、第2会議室及び第3会議室	午 前	1,170
		午 後	1,570
		夜 間	1,760
	第4会議室及び第5会議室	午 前	3,060
		午 後	4,080
		夜 間	4,590
和 室 A 及 び 和 室 B	午 前	470	
	午 後	620	
	夜 間	700	
ワークシ ョップル ーム	ワークシ ョップ ルーム1及びワ ークシ ョップル ーム2	1時間	860
	ワークシ ョップ ルーム3		250
交流サロン（1平方メートルにつき）		1日	190

別表第2備考2中「(ワークショップルームを除く。)」を削り、同備考に次のように加える。

- 4 独占して使用する交流サロンの面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。

別表第2を別表とする。

(京都市市民活動センター条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「(以下「休日」という。)」及び「から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時」を削る。

- (1) 京都市市民活動センター条例別表第2開所時間の欄
- (2) 京都市福祉ボランティアセンター条例別表第1開所時間の欄

(京都市長寿すこやかセンター条例の一部改正)

第3条 京都市長寿すこやかセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1開所時間の欄中「から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前10時」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他ワークショップルーム3及び交流サロン(一部を独占して使用する場合に限る。)を供用するために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市景観・まちづくりセンター条例の規定は、同条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後における使用について適用し、施行日前における使用については、なお従前の例によ

る。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後における使用でこの条例の公布の
日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

開所時間を変更するとともに、新たに貸し出す施設の使用料を定める等の
必要があるので提案する。